平成２９年（フ）第７号
福岡県大牟田市米生町２丁目96番地５
債務者　多田　康弘
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１８号
香川県丸亀市土器町西５丁目12番地サンハイツ土器303号
債務者　田村　　浩
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１４２２号
千葉県八千代市高津499番地18　中村コーポＡ－１
債務者　**柳**瀬　和雄
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号
千葉市中央区松波２丁目15番８号　フォレスト西千葉301号
債務者　沼田　浩二
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８号
千葉県浦安市富士見１―15―６
債務者　栄　　大介
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０号
千葉県船橋市上山町３丁目634番地16　エクセル102号
債務者　森　　良子（旧姓川口・三輪）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９号
山梨県甲府市屋形３丁目３番18号　コーポサンライズ206号室、前住所山梨県甲府市丸の内２丁目26番10号　アトリウムM303号室
債務者　近藤　明子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
岐阜県下呂市金山町金山1678番地１
債務者　小林　　治
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
神戸市長田区日吉町４丁目５番６号　和光ハイツ301号、従前の住所埼玉県川口市大字安行14番地の４
債務者　矢吹　能宏
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７号
福岡県久留米市荒木町藤田1343番地23
債務者　高倉茶耶子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８号
愛知県豊川市北浦町９番地
債務者　泉　　博隆
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７号
愛知県田原市赤羽根町東瀬古59番地１　レッドウイング２番館105号、従前の住所愛知県田原市野田町弥蔵10番地９
債務者　河合　健二
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５８７号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番１号ヴァンベール姫島305号室
債務者　田所久美子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７号
愛知県豊橋市東脇４丁目７番地の２（502）
債務者　荻田　昭彦
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４７９号
静岡県浜松市東区有玉北町200番地の１、前住所静岡県浜松市東区半田山３丁目41番５号
債務者　駒田　智美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
静岡県湖西市新所・岡崎・梅田入会地11番地の２の２　アーバンハイツＡ―208
債務者　郡　　淳一
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係